

対象分野追加の方針案②

新規分野等の業務内容等の詳細

- 今回追加希望が示されている新規分野や工業製品製造業の新規追加業種は**特定技能 1号**のみ受入れ可能とする。
- 新規分野等においても、特定技能 1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課すこととする。

○ 新規分野

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者（3業務区分）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） （「業務内容等」のうち、 青字 についてはN3以上）	—
	鉄道	運輸係員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備（5業務区分）	鉄道分野 特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両整備：鉄道車両整備 等
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等（1業務区分）	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその付随作業等（1業務区分）	木材産業特定技能1号測定試験		

○ 既存分野

	分野名	改正内容	新たに関連させる技能実習の職種等
経済産業省	工業製品製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、繊維製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。 既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	繊維・衣服関係等 （21職種38作業）
国土交通省	造船・船用工業	業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・船用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。 新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等 （8職種11作業）
農林水産省	飲食物品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とする。 新たな業務においても2号特定技能外国人が業務に従事可能。	※新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。